

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成23年2月22日(火)

社会・援護局障害保健福祉部  
企画課／  
企画課監査指導室

# 目 次

## 【企画課】

1	障がい者制度改革推進会議等の状況について……………	1
2	地域主権改革の推進について……………	13
3	第3期障害福祉計画について……………	19
4	障害者自立支援給付費支払システムについて……………	48
5	全国障害児・者等実態調査（仮称）について……………	50
6	身体障害者福祉法における肝臓機能障害の認定について……………	57
7	身体障害者手帳交付事務の適切な実施について……………	62
8	特別児童扶養手当等について……………	65
9	特別障害給付金制度の周知について……………	68
10	平成23年度障害者総合福祉推進事業について……………	69
11	平成23年度税制改正大綱の主な事項等について……………	70
12	日本放送協会（NHK）の放送受信料免除における更新手続きについて……………	81

## 【企画課監査指導室】

1	平成23年度における障害保健福祉行政事務指導監査について……………	91
2	平成23年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について……………	93

# 企 画 課

## 1 障がい者制度改革推進会議等の状況について

障害者制度改革については、平成21年12月8日、「障がい者制度改革推進本部」が設置され、本部の下で平成22年1月から「障がい者制度改革推進会議」において、制度改革に向けた議論が行われているところである。

「障がい者制度改革推進会議」では、これまで30回に渡り議論が行われ、平成22年6月7日に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」、同年12月17日に「障害者制度改革の推進のための第二次意見」が提出されたところである。

平成22年6月29日には、第一次意見を踏まえて、政府として「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定したところである。

この閣議決定において、障害者総合福祉法（仮称）については、平成24年通常国会への法案提出、平成25年8月までの施行を目指すこととされている。そのため、「障がい者制度改革推進会議」の下に昨年4月から「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が設置され、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けて検討が行われており、本年8月を目途に新法の骨格が提言される予定となっており、厚生労働省としては、これを踏まえて、平成24年の通常国会に法案を提出できるよう検討を進めていく予定としている。

障害者総合福祉法（仮称）の検討にあたり、昨年10月から12月までを第1期として、6つの部会作業チーム（法の理念・目的、障害の範囲と選択と決定～障害の範囲、障害の範囲と選択と決定～選択と決定・相談支援プロセス（程度区分）、施策体系～訪問系、施策体系～日中活動とGH・CH・住まい方支援、施策体系～地域生活支援事業の見直しと自治体の役割）と、「障がい者制度改革推進会議」との3つの合同作業チーム（就労（労働及び雇用）、医療、障害児支援）において議論が行なわれ、本年1月25日に作業チームより検討結果の報告が行われた。本年2月からは第2期として5つの部会作業チーム（施策体系～日中活動とGH・CH・住まい方支援、地域移行、地域生活の資源整備、利用者負担、報酬や人材確保等）と3つの合同作業チーム（就労（労働及び雇用）、医療、障害児支援）において、第1期に引き続き議論が開始されたところである。

「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」等の資料については、内閣府及び厚生労働省のホームページに掲載しているので参照いただきたい。

（参考）

○障がい者制度改革推進会議のHPアドレス

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/kaikaku.html#kaigi>

○総合福祉部会のHPアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/index.html>

# 【障害者保健福祉について】

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法(仮称)を制定することとされている。
  - ※ 「障害者総合福祉法(仮称)」は平成25年8月までに実施。
- この「障害者総合福祉法(仮称)」の検討のために、平成22年4月に障がい者制度改革推進会議の下に総合福祉部会を設置し、検討を開始したところであり、障害者の方々や事業者など現場の方々をはじめ、様々な関係者の御意見などを十分に聞きながら、検討を進めていく。
  - ・平成21年12月8日、閣議決定により内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置。
  - ・平成22年1月12日、第1回「障がい者制度改革推進会議」が開催。
  - ・平成22年4月27日、第1回「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が開催。⇒平成22年6月7日、推進会議において、「障害者制度改革の推進のための基本的方向(第1次意見)」を取りまとめ。同月29日、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定。
- この新たな制度ができるまでの間、平成22年4月から低所得(市町村民税非課税)の障害者及び障害児につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料としている。
- また、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立したところ。

# 障害者制度改革の推進体制

## 障がい者制度改革推進本部

(内閣総理大臣を本部長としすべての  
国務大臣で構成)

## 障がい者制度改革推進会議

(障害者、障害者の福祉に関する事業  
に従事する者、学識経験者等)

## 部会(施策分野別)

- 障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、H21年12月8日閣議決定により設置。
- 当面5年間で障害者制度改革の集中期間と位置付け、
  - ・改革推進に関する総合調整
  - ・改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進
  - ・「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う。

- 障害者に係る制度の改革を始め、障害者施策の推進に関する事項について意見。  
(H22年1月以降30回開催。6月7日に第一次意見、12月17日に第二次意見取りまとめ。)

- 必要に応じ、部会を開催
- ・総合福祉部会をH22年4月以降12回開催
  - ・差別禁止部会をH22年11月以降2回開催

※開催回数は平成23年2月22日現在

### 【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度(差別禁止部会をH22年11月に設置)
- ・教育
- ・労働・雇用
- ・障害福祉サービス(総合福祉部会をH22年4月に設置) 等

# 障がい者制度改革推進会議構成員名簿

(敬称略 五十音順)

※◎は議長、○は議長代理

大久保 常明	(福)全日本手をつなぐ育成会常務理事	竹下 義樹	(福)日本盲人会連合副会長
大谷 恭子	弁護士	土本 秋夫	ピープルファースト北海道会長
大濱 眞	(社)全国脊髄損傷者連合会副理事長	堂本 暁子	前千葉県知事
◎ 小川 榮一	日本障害フォーラム代表	中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
尾上 浩二	(NPO)障害者インターナショナル日本会議 事務局長	中西 由紀子	アジア・ディスアビリティ・インスティテート代表
勝又 幸子	国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長	長瀬 修	東京大学大学院特任准教授
門川 紳一郎	(福)全国盲ろう者協会評議員	久松 三二	(財)全日本ろうあ連盟常任理事・事務局長
川崎 洋子	(NPO)全国精神保健福祉会連合会理事長	○ 藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
北野 誠一	(NPO)おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長	松井 亮輔	法政大学教授
清原 慶子	三鷹市長	森 祐司	(福)日本身体障害者団体連合会 常務理事・事務局長
佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	山崎 公士	神奈川大学教授
新谷 友良	(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 常務理事	オブザーバー	
関口 明彦	全国「精神病」者集団運営委員	遠藤 和夫	日本経済団体連合会労働政策本部主幹
		福島 智	東京大学先端科学技術研究センター教授

# 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会構成員名簿

(敬称略 五十音順)

※◎は部会長、○は副部会長

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長	末光 茂	社団法人日本重症児福祉協会常務理事
荒井 正吾	全国知事会社会文教常任委員会委員、奈良県知事	竹端 寛	山梨学院大学准教授
伊澤 雄一	特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会代表	田中 伸明	社会福祉法人日本盲人会連合
石橋 吉章	社団法人全国肢体不自由児者父母の会 連合会理事	田中 正博	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク代表理事
伊東 弘泰	特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会会長	中西 正司	全国自立生活センター協議会常任委員
○茨木 尚子	明治学院大学教授	中原 強	財団法人日本知的障害者福祉協会会長
氏田 照子	日本発達障害ネットワーク副代表	奈良崎 真弓	ステージ編集委員
大久保 常明	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事	西滝 憲彦	財団法人全日本ろうあ連盟
大濱 眞	社団法人全国脊髄損傷者連合会副理事長	野沢 和弘	毎日新聞論説委員
岡部 耕典	早稲田大学准教授	野原 正平	日本難病・疾病団体協議会副代表
小澤 温	東洋大学教授	橋本 操	特定非営利活動法人ALS/MNDサポートセンター さくら会理事長
小田島 栄一	ピープルファースト東久留米代表	東川 悦子	特定非営利活動法人日本脳外傷友の会理事長、 日本障害者協議会副代表
小野 浩	きょうされん常任理事	平野 方紹	日本社会事業大学准教授
○尾上 浩二	特定非営利活動法人 障害者インターナショナル日本会議事務局長	広田 和子	精神医療サバイバー
柏女 霊峰	淑徳大学教授	福井 典子	社団法人日本てんかん協会常任理事
河崎 建人	社団法人日本精神科病院協会副会長	福島 智	東京大学先端科学技術研究センター教授
川崎 洋子	特定非営利活動法人全国精神保健福祉会連合会理事長	藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
門屋 充郎	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会代表理事	藤岡 毅	弁護士・障害者自立支援法訴訟弁護団事務局長
北野 誠一	特定非営利活動法人おおさか地域生活支援 ネットワーク理事長	増田 一世	社団法人やどかりの里常務理事
君塚 葵	全国肢体不自由児施設運営協議会会長	三浦 貴子	全国身体障害者施設協議会地域生活支援推進委員会 委員長
倉田 哲郎	箕面市市長	光増 昌久	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 副代表
駒村 康平	慶応義塾大学教授	三田 優子	大阪府立大学准教授
近藤 正臣	全国社会就労センター協議会会長	宮田 広善	全国児童発達支援協議会副会長
斎藤 縣三	特定非営利活動法人共同連事務局長	森 祐司	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会常務理事・ 事務局長
坂本 昭文	鳥取県西伯郡南部町長	山本 眞理	全国「精神病」者集団
◎佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	渡井 秀匡	社会福祉法人全国盲ろう者協会評議員
佐野 昇	社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 事務局長		
清水 明彦	西宮市社会福祉協議会障害者生活支援グループ グループ長		
水津 正紀	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会理事		



# 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(6月29日閣議決定)【概要】

## 目的・基本的考え方

●障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。 → 障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

## 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

### 工程表

### 基礎的な課題における改革の方向性

#### (1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

・障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開  
・虐待のない社会づくり

#### (2) 障害のとりえ方と諸定義の明確化

障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

### 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

#### (1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制

・障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加  
・改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置  
・改革の集中期間終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け等

→ 第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す

#### (2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

・障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す  
これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるよう検討

#### (3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

・制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年8月までの施行を目指す

	平成21年12月～平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
横断的課題のスケジュール等	障がい者制度改革推進本部の設置(平成21年12月)	●障害者基本法抜本改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出	●次期障害者基本計画決定(12月目途) ●障害者総合福祉法案(仮称)の提出	●障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要な他の関係法律の整備法案も検討) 8月までの施行	
<b>個別分野における基本的方向と今後の進め方</b> ※主な事項について記載					
(1) 労働及び雇用	・福祉的就労への労働法規の適用の在り方 (～23年内)		・雇用率制度についての検証・検討 (～24年度内目途) ・職場での合理的配慮確保のための方策 (～24年度内目途)		
(2) 教育	・障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた制度改革の基本的方向 (～22年度内)		・手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策 (～24年内目途)		
(3) 所得保障	・障害者の所得保障の在り方を公的年金の抜本見直しに併せて検討 (～24年内目途)		・住宅の確保のための支援の在り方 (～24年内)		
(4) 医療	・医療費用負担の在り方(応能負担) (～23年内)		・社会的入院を解消するための体制 (～23年内)		
	・精神障害者の強制入院等の在り方 (～24年内目途)				
(5) 障害児支援	・相談・療育支援体制の改善に向けた方策 (～23年内)				
(6) 虐待防止	・虐待防止制度の構築に向けた必要な検討		※各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定		
(7) 建物利用・交通アクセス	・地方のバリアフリー整備の促進等の方策 (～22年度内目途)				
(8) 情報アクセス・コミュニケーション保障	・情報バリアフリー化のための環境整備の在り方 ・障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策 (～24年内)				
(9) 政治参加	・選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組 (～22年度内)		・投票所のバリア除去等		
(10) 司法手続	・刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策 (～24年内目途)				
(11) 国際協力	・アジア太平洋での障害分野の国際協力への貢献				

# 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について

(抜粋)

平成22年6月29日  
閣議決定

政府は、障がい者制度改革推進会議(以下「推進会議」という。)の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)(以下「第一次意見」という。)を最大限に尊重し、下記のとおり、障害者の権利に関する条約(仮称)(以下「障害者権利条約」という。)の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図るものとする。

## 第2 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

### 2 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

#### (3)「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」(仮称)の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す。

### 3 個別分野における基本的方向と今後の進め方

#### (1)労働及び雇用

○ いわゆる福祉的就労の在り方について、労働法規の適用と工賃の水準等を含めて、推進会議の意見を踏まえるとともに、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会(以下「総合福祉部会」という。)における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

#### (4)医療

○ 自立支援医療の利用者負担について、法律上の規定を応能負担とする方向で検討し、平成23年内にその結論を得る。

#### (5)障害児支援

○ 障害児やその保護者に対する相談や療育等の支援が地域の身近なところで、利用しやすい形で提供されるようにするため、現状の相談支援体制の改善に向けた具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

○ 障害児に対する支援が、一般施策を踏まえつつ、適切に講じられるようにするための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

#### (6)虐待防止

○ 障害者に対する虐待防止制度の構築に向け、推進会議の意見を踏まえ、速やかに必要な検討を行う。

# 障害者制度改革の推進のための第二次意見(平成22年12月17日障がい者制度改革推進会議)【概要】

## 背景・経緯

- 障がい者制度改革推進本部の下で、障がい者制度改革推進会議を開催・・・平成22年1月から計29回にわたり精力的な審議
- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」(第一次意見)(平成22年6月)の[第二次意見に基づき、障害者基本法の改正に関する法律案を平成23年の常会に提出すべき]との方針に沿うもの

## 障害者基本法改正の趣旨・目的

- 個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築
- 障害概念を社会モデルへ転換、基本的人権を確認
- 施策の実施状況を監視する機関の創設

## 総則関係

### 1)目的

- 障害の有無にかかわらず個性と人格を尊重する社会の実現 等

### 2)定義

- 「社会モデル」の考え方を踏まえた障害の定義の見直し 等

### 3)基本理念

- 基本的人権の享有主体として、尊厳にふさわしい生活を保障される権利
- 権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」の確認
- 必要な支援を受けた自己決定に基づく社会参加の権利の確認
- 手話等の言語の使用及びコミュニケーション手段の利用(権利条約における「表現及び意見の自由についての権利」の確認) 等

### 4)差別の禁止

- 権利条約を踏まえた障害に基づく差別に係る規定の見直し
- 差別及びその防止に関する事例の収集、整理及び提供 等

### 5)障害のある女性

- 複合的な困難を経験している障害のある女性が置かれた状況に配慮 等

### 6)障害のある子ども

- 障害のない子どもと等しく「意見表明権」を含む人権が認められ、地域社会において本人やその保護者等への必要な支援の提供 等

### 7)国及び地方公共団体の責務

- 地域生活と社会参加に必要な支援、障害に基づく差別の防止 等

### 8)国民の理解・責務

- 障害のない人と等しく有する障害者の権利に関する理解を深めること
- 障害の有無にかかわらず、相互に権利を尊重
- 事業者等は、障害者の権利の実現とその地位の向上に努める 等

### 9)国際的協調

- 国際的協調の下で障害者施策を推進 等

### 10)障害者週間

- 障害者の社会参加を促進する観点から位置づけ、民間団体等の参画 等

### 11)施策の基本方針

- 社会的な要因を除去する観点から実施、障害者の性別、年齢、障害の状態に配慮、生活の実態や困難さに基づいた支援の提供
- 権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」を踏まえ実施
- 施策を講ずるに当たって、障害者等の意見を可能な限り尊重 等

### 12)その他

- 障害者等の参画を得て、障害者基本計画等を策定
- 差別禁止法制を含む必要な法制上及び財政上の措置を実施
- 障害者の状況、講じた施策等の概況報告を毎年国会に提出 等

## 基本的施策関係

### 1)地域生活

- 必要に応じた支援の提供、障害者の地域移行の計画的推進
- 利用者負担に関して、本人の所得を基礎とすること 等

### 2)労働及び雇用

- 合理的配慮及び必要な支援の提供、生計を立て得る収入と働く機会の確保
- 多様な就業の場の創出と仕事の確保
- 障害者雇用義務の対象拡大 等

### 3)教育

- インクルーシブな教育制度の構築(障害のある子とない子が同じ場で共に学ぶことを原則)
- 就学先の決定は本人・保護者の意思に反しないことを原則
- 障害のある子どもにも合理的配慮や必要な支援の提供 等

### 4)健康、医療

- 人権を確保しつつ、必要な医療が提供されること
- 身近なところでの必要な医療や支援サービスの提供
- 難病等の治療や症状の軽減に係る調査研究の推進 等

### 5)障害原因の予防

- 公衆衛生又は医療施策の一環として実施 等

### 6)精神障害者に係る地域移行の促進と医療における適正手続の確保

- 地域移行の計画的推進、地域社会での自立した生活
- 医療における適正手続の保障 等

### 7)相談等

- 必要なコミュニケーション手段の提供と身近な地域での相談
- 相談体制の整備、障害者自身や家族による相談、相談を行う者への必要な研修 等

### 8)住宅

- 地域移行の促進、様々な障害者自らの必要に応じた住宅の確保 等

### 9)ユニバーサルデザインと技術開発

- ユニバーサルデザインの理念の施策への反映
- 福祉用具等の研究開発や普及 等

### 10)公共的施設のバリアフリー化と交通・移動の確保

- 地方部におけるバリアフリー化の計画的推進、合理的配慮を確保するための施策 等

### 11)情報アクセスと言語・コミュニケーション保障

- 様々な情報にアクセスし、自ら必要とする多様なコミュニケーション手段等が利用できること
- 障害の特性に配慮した伝達手段による災害情報の提供 等

### 12)文化・スポーツ

- 様々な文化・スポーツ活動を可能とするための施策 等

### 13)所得保障

- 地域社会で自立した生活ができるための年金、手当等、障害のために追加的に要する負担軽減を図るための施策 等

### 14)政治参加

- 障害の種別や特性に応じた施策
- 選挙等に係る情報の提供や投票について障害の特性に配慮 等

### 15)司法手続

- 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保
- 関係職員に対する障害の理解に関する研修 等

### 16)国際協力

- 外国政府、国際機関又は民間団体等との連携や協力
- 国際協力事業全般におけるバリアフリー化の促進 等

## 推進体制

- (国)
  - 中央障害者施策推進協議会及び推進会議を発展的に改組し、障害当事者等が過半数を占める新たな審議会組織を設置
  - 障害者基本計画及び障害者に関する基本的な政策に関する調査審議を行うとともに、施策の実施状況を監視し、必要に応じて応答義務を伴う勧告を実施
  - 改革の集中期間において、制度改革の推進に関する事項についても調査審議
  - 関係行政機関・団体等に対し必要な協力を求め、また委員の適正な待遇を確保(地方)
  - 地方に置かれる審議会組織は、障害当事者等が過半数を占める構成とし、新たに施策の実施状況に関する監視事務を追加

## 「障害」の表記

- 法令等では、当面「障害」を使用
- 改革期間内を目途に一定の結論



# 第1期作業チームの検討範囲

総合福祉部会 第8回

H22.10.26 資料1-1

## 部会作業チームの担当する分野の検討の範囲と内容

チーム	分野	座長	検討の範囲と内容として考えられるもの	
部会作業 チーム	1. 法の理念・目的	藤井	論点表のA(法の理念・目的・範囲)を担当。ただし、A-5-1(総合福祉法の守備範囲)については、就労、医療、障害児支援の合同作業チームでも、それぞれの視点から検討する。 また、法の目的・理念と関わるので、D-1-2(支援体系のあり方)も検討する。D-1-2は施策体系作業チームの各班でも検討する。	
			法の名称	
			権利条約の理念を反映させること(保護の客体から権利の主体、医学モデルから社会モデルへ等)	
			自立生活及び地域で暮らす権利、支援(サービス)選択権を前提とした受給権の明文化 全ての障害者に共通する普遍的な理念と障害特性への必要な配慮についての明記、支援体系のあり方	
	2.. 障害の範囲と 選択と決定	①. 障害の 範囲	田中 (伸)	論点表のB(障害の範囲)を担当。
				権利条約に基づく制度の谷間を生まない障害の定義と対象規定 障害者手帳を持たない人たちを排除しない手続き規定
		②. 選択と 決定・相談 支援プロセス (程度区分)	茨木	論点表のC(「選択と決定」(支給決定))を担当。ただしC-3-4(不服審査)は除く。またD-6-1(自己決定に必要な支援のあり方)は含める。
				「障害程度区分」を廃止し、大まかな障害状況の把握が可能となる物差しに切り替える
				生活上のニーズ(本人意向と環境要因)を重視した新たな支給決定のツール開発
				本人中心の計画作りと丁寧な支援
				支給決定についての一定の権威を持った「常設された協議機関」(行政のケースワーカー、相談支援事業者、権利擁護機関など)の設置
				「相談支援」のあり方の抜本的な見直し(質と量)、エンパワメント支援、ピアカウンセリング・ピアサポートの充実 緊急性、変動性への対応が可能な柔軟な支給の確保
		3. 施策 体系	論点表D(支援(サービス)体系)を念頭におき、各班で分担する。D-1-1とD-1-2は3班すべてで検討する。	
			①. 訪問系	尾上
	パーソナルアシスタント制度の検討			
長時間介護を必要とする障害者の地域生活に欠くことのできない「医療的ケア」「見守り支援」「入院中の介護保障」「社会参加支援」の保障				
移動の権利の保障(「移動支援」や「行動援護」の見直し含む)				
現行サービスの見直し 資格制度の見直し				
②. 日中活動とGH・CH・住まい方支援	大久保		D-1-3(現行の訓練等給付についてどう考えるか)、D-1-4(日中活動系支援体系の在り方)、D-5(地域での住まいの確保・居住サポートについて)を担当。ただしD-4(就労)は「就労作業チーム」が基本的に担当。	
			1. 日中活動	日中活動支援の全般的見直しと生活介護・療養介護等 日中活動への通所保障 日中活動や地域活動支援センターのあり方の見直し 新体系サービスでの定員10人からの緩和策の恒久化
		2. グループホーム・ケアホーム	グループホーム・ケアホームの制度のあり方 小規模な住まい、居住支援の一形態としてのあり方について 生活支援体制の充実 グループホーム等の物件確保、設置促進	
3. 住まい方支援	一般住宅やグループホーム等への家賃補助の実施。公営住宅の利用促進 方策の検討			
③地域生活 支援事業の 見直しと自 治体の役割	森	D-1-5(地域生活支援事業)、D-1-6(コミュニケーション支援事業)、およびF-1(地域生活資源整備のための措置)、F-2(自立支援協議会)を担当。		
		・コミュニケーション支援の確立(盲ろう者通訳介助含む) ・移動支援の個別給付化 ・地域活動支援センターの再編成 ・地域生活のサポートにおける自治体の役割 ・障害福祉計画と地域自立支援協議会、個別支援計画の連動		

# 合同作業チームの検討範囲

総合福祉部会 第8回

H22.10.26

資料1-2

## 合同作業チームの担当する分野の検討の範囲と内容

### 就労（労働及び雇用）合同作業チーム

座長：松井委員

おもな検討事項：

- 【障害者の雇用の促進】
- 【福祉的就労に従事する障害者に対する支援】
- 【職場における合理的配慮や必要な支援の整備】
- その他、就労に関する事項

### 医療合同作業チーム

座長：堂本委員

おもな検討事項：

- 【精神障害者に対する強制入院等の見直し】
- 【地域医療の充実と地域生活への移行】
- 【精神医療の一般医療体系への編入】
- 【医療に係る経済的負担の軽減】
- 【地域生活を容易にするための医療の在り方】
- その他、医療に関する事項

第1期（10-12月）に主に精神医療分野を検討し、第2期（1-3月）に主にその他の医療分野を検討します。

### 障害児支援合同作業チーム

座長：大谷委員

おもな検討事項：

- 【障害児やその保護者に対する支援】
- 【児童福祉における障害児支援の位置付け】
- その他、障害児支援に関する事項

### 第2期部会作業チームの検討範囲（案）

以下、「E-1」などの表記は『障害者総合福祉法』（仮称）の論点（7月27日、第5回総合福祉部会、資料1）の分野・項目などを示します。より具体的にはそれぞれの項目の下にある「論点」を参照のこと。

#### ○「地域移行」作業チーム

分野E「地域移行」の項目E-1「地域移行の支援、並びにその法定化」、E-2「社会的入院等の解消」を中心に。

#### ○「地域生活の資源整備」作業チーム

分野F「地域生活の資源整備」の項目F-3「長時間介助等の保障」、F-4「義務的経費化と国庫負担基準」、F-5「国と地方の役割」を中心に。

なお、項目F-1「地域生活資源整備のための措置」、F-2「自立支援協議会」については、第1期の「施策体系（地域生活支援事業と自治体の役割班・森座長）」作業チームで検討されている。

#### ○「利用者負担」作業チーム

分野G「利用者負担」の項目G-1「応益負担の問題点と現状の評価」、G-2「負担の範囲」を中心に。

ただし、論点G-1-3（自立支援医療における利用者負担）については「医療」作業チームで検討する。

#### ○「報酬や人材確保等」作業チーム

分野H「報酬や人材確保等」の項目H-1「支払方式」、H-2「人材確保・育成」を中心に。

#### ○第2期「医療」合同作業チーム

医療（その他の医療一般）

（「医療に係る経済的負担の軽減」、「地域生活を容易にするための医療の在り方」を中心に、その他、地域医療の充実と地域生活への移行などを検討）

以上のほか、「論点」の分野I「その他」の項目I-1「介護保険との問題」、I-2「現行の特別対策等」、I-3「その他」については、座長打ち合わせ会で検討する。

## 2 地域主権改革の推進について

地域主権戦略大綱（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）には、障害保健福祉分野に関して、以下の内容について記載されている。

このうち法律改正が必要なものについては、平成 23 年通常国会に改正法案が提出される予定であり、これが成立した場合、その内容、施行日、経過措置等の詳細について、随時情報提供を行っていく予定であるので、その動向について御留意願いたい。

※ 法案の施行期日については、基本的に平成 24 年 4 月 1 日で検討されている。  
（第 10 回地域主権戦略会議（平成 22 年 12 月 27 日）資料より）

### （1）義務付け・枠付けの見直し

#### ① 施設・公物設置管理の基準の見直し

ア 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準及び児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市（指定知的障害児施設等の指定に関する基準については児童相談所設置市））に委任する。条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

イ 都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定について、指定都市及び中核市へ移譲することとしない、指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準、当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準、指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準並びに当該施設の設備及び運営に関する基準を、条例（制定主体は指定都市及び中核市）に委任する。条例制定の基準については、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」により改正することとなる改正後の障害者自立支援法に基づき都道府県が制定する条例に対する基準と同様とする。

#### ② 計画等の策定及びその手続の見直し

ア 市町村障害福祉計画の内容のうち、各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項及びその他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

イ 市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合における住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務に係る規定は、廃止又は努力・配慮義務化する。

ウ 市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定に関し、当該計画の内容のうち、各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項並びにその他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。



エ 都道府県障害福祉計画の内容のうち、都道府県が定める区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策及び指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項、指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項並びにその他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

## (2) 基礎自治体への権限移譲

### ① 身体・知的障害者相談員への委託による相談対応、援助

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している身体障害者相談員への委託による身体に障害のある者の相談への対応及び身体に障害のある者の更生のための援助並びに知的障害者相談員への委託による知的障害者等の相談への対応及び知的障害者の更生のための援助については、すべての市町村へ移譲する。なお、これらの事務（指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。）に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

### ② 育成医療の支給認定等

都道府県並びに指定都市及び中核市が処理している育成医療に係る自立支援医療費の支給の認定及び自立支援医療費の支給については、すべての市町村へ移譲する。

### ③ 指定障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等

ア 都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定並びに指定相談支援事業者の指定については、指定都市及び中核市へ移譲する。なお、これらの指定に際して都道府県知事の同意を要することとする（指定障害福祉サービス事業者の指定については、特定障害福祉サービスに係るものに限る。）。

イ 都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設の設置者等及び指定相談支援事業者等に対する報告の命令及び立入検査等、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者に対する勧告並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定の取消し等については、指定都市及び中核市へ移譲する。

### ④ 身体障害者手帳の交付

基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内（平成22年内）に得られた場合には、権限移譲を行うものとされていたが、実態調査の結果、3割程度の市が「対応策を講じたとしても事務処理は困難」と回答したこと等から、障がい者制度改革推進会議等における障害者福祉制度の見直しの検討を踏まえつつ、平成23年度中を目途に、平成24年通常国会に提出を目指す障害者総合福祉法（仮称）の検討と併せて、移譲について、引き続き検討を行う。

# 地域主権改革の推進について

地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)には、障害保健福祉分野に関して、以下の内容について記載されている。

このうち法律改正が必要なものについては、平成23年通常国会に改正法案が提出される予定。

※ 法案の施行期日については、基本的に平成24年4月1日で検討されている。

## 1. 義務付け・枠付けの見直し

### (1) 施設・公物設置管理の基準の見直し

- ① 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準及び児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を、条例(注1、2)に委任する。

(注1: 条例の制定主体は都道府県、指定都市及び中核市(指定知的障害児施設等の指定に関する基準については児童相談所設置市)。)

(注2: 条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。)

- ② 都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定について、指定都市及び中核市へ移譲することとしない、指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準等(注3)を、条例(注4)に委任する。

(注3: 指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準、当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準、指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準並びに当該施設の設備及び運営に関する基準。)

(注4: 制定主体は指定都市及び中核市。条例制定の基準については、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」により改正することとなる改正後の障害者自立支援法に基づき都道府県が制定する条例に対する基準と同様。)

## (2)計画等の策定及びその手続の見直し

- ① 市町村障害福祉計画の内容のうち、
  - ・ 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
  - ・ その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ② 市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合における住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務に係る規定は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ③ 市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定に関し、当該計画の内容のうち、
  - ・ 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
  - ・ その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。
- ④ 都道府県障害福祉計画の内容のうち、
  - ・ 都道府県が定める区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - ・ 指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - ・ 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
  - ・ その他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

## 2. 基礎自治体への権限移譲

### (1) 身体・知的障害者相談員への委託による相談対応、援助

都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している

- ・ 身体障害者相談員への委託による身体に障害のある者の相談への対応及び身体に障害のある者の更生のための援助
- ・ 知的障害者相談員への委託による知的障害者等の相談への対応及び知的障害者の更生のための援助については、すべての市町村へ移譲する。

なお、これらの事務(指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。)に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

### (2) 育成医療の支給認定等

都道府県並びに指定都市及び中核市が処理している育成医療に係る自立支援医療費の支給の認定及び自立支援医療費の支給については、すべての市町村へ移譲する。

### (3) 指定障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等

- ① 都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定並びに指定相談支援事業者の指定については、指定都市及び中核市へ移譲する。

なお、これらの指定に際して都道府県知事の同意を要することとする(注5)。

(注5: 指定障害福祉サービス事業者の指定については、特定障害福祉サービスに係るものに限る。)

- ② 都道府県知事が処理している、
- ・ 指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設の設置者等及び指定相談支援事業者等に対する報告の命令及び立入検査等
  - ・ 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者に対する勧告
  - ・ 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定の取消し等
- については、指定都市及び中核市へ移譲する。

#### (4)身体障害者手帳の交付

都道府県並びに指定都市及び中核市が処理している身体障害者手帳の交付事務については、基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内(平成22年内)に得られた場合には、権限移譲を行うものとされていた。

→ 実態調査の結果、3割程度の市が「対応策を講じたとしても事務処理は困難」と回答したこと等から、障がい者制度改革推進会議等における障害者福祉制度の見直しの検討を踏まえつつ、平成23年度中を目途に、平成24年通常国会に提出を目指す障害者総合福祉法(仮称)の検討と併せて、地域主権改革の推進の観点から、移譲について、その実現に向け、引き続き検討を行う。

### 3 第3期障害福祉計画について

#### (1) 第2期計画について

都道府県・市町村におかれては、第2期計画期間終了の平成23年度末まで、残り1年余となったことから、計画の数値目標達成に向けて、ご努力いただきたい。

なお、平成23年度の数値目標と、現時点での進捗を比較して差がある自治体においては、その取組を推進されるようお願いする。

また、第2期計画の数値目標及びサービス見込量については、平成23年度末の実績を平成24年度に報告いただく予定であるので、承知願いたい。

#### (2) 第3期計画について

第3期計画の考え方については、次ページからの「第3期障害福祉計画の考え方」に示しているので、参照の上、計画作成に取りかかれない。

なお、数値目標及びサービス見込量の実績について、別紙2及び別紙4において示しているとともに、厚生労働省のホームページの「障害福祉計画の利用状況について」において、「都道府県別(サービス)利用状況」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/toukei/dl/01.pdf>)を掲載しているので、数値目標の設定及びサービス量を見込む際の参考とされたい。

また、第3期計画においては、数値目標を設定した項目ごとに都道府県別進捗状況を厚生労働省において調査し、毎年公表することとした。

# 障害福祉計画について

## 基本指針について

- 基本指針は、障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。(平成18年6月26日告示、平成19年3月30日・平成21年1月8日・平成21年3月30日改正)
- 障害福祉計画は、この基本指針に即して、市町村・都道府県が作成

### 障害者自立支援法

#### (市町村障害福祉計画) … 第88条

- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

#### (都道府県障害福祉計画) … 第89条

- 区域ごとの各年度の障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策
- 区域ごとの障害福祉サービス・相談支援に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置に関する事項
- 各年度の障害者支援施設の必要入所定員総数
- 障害者支援施設の障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

## 計画期間について

18年度

19年度

20年度

21年度

22年度

23年度

24年度

25年度

第1期計画期間

第2期計画期間

第3期計画期間

## 第2期障害福祉計画の概要

### 障害福祉計画の基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

1. 障害者等の自己決定と自己選択の尊重
2. 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化
3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

### 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して、数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行う。

1. 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
2. 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
3. グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進

### 障害福祉計画が目指す目標

地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、まずはこれらの課題に関し、新体系サービスの移行を完了する平成23年度を目標年度として数値目標を設定する。

#### 数値目標

1. 平成23年度末までに、第1期計画時点(平成17年10月1日)の施設入所者数の1割以上が地域生活に移行することを目指す
2. 平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち、「受入条件が整えば退院可能な精神障害者」の解消を目指す
3. 平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を第1期計画時点の4倍以上とすることを目指す

など



# 第3期障害福祉計画の考え方

## 【1 基本理念等】

- ① 現基本指針の基本的理念・基本的考え方、市町村及び都道府県障害福祉計画に定める事項等については、考え方は変更しないが、必要な時点修正等を行う。
- ② 計画期間  
平成24年度から平成26年度までの3年間とする。  
ただし、障害者総合福祉法(仮称)の平成25年8月までの実施を目指しており、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性がある。
- ③ 児童福祉法に基づく障害児に係るサービスについては、法律上計画の策定義務は無く、任意であるが、各都道府県等の判断で障害児に係るサービスの提供体制の整備方針等を定めることが望ましい。

## 【2 数値目標の設定方法】

- (1) 現行の数値目標については、別紙1のとおり。  
実績については、別紙2-1・2-2のとおり。(就労に関する都道府県別実績は追ってお示しする。)
- (2) 考え方(詳細は別紙3のとおり)  
(I) 下記の施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標については、次の数値を基本としつつ、都道府県等において、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。なお、既に次の数値を上回る都道府県等においてはさらに高い目標値を設定されたい。

項目	基準時点	終了時点	第3期計画の数値目標の基本となる数値とその考え方		備考
地域移行者数	平成17年10月1日	平成26年度末	3割以上	H22.10.1現在の実績 16.6%(5年間) →1年間:3.3% 3.3%×9.5(H17.10月～ H27.3月)≒30%	※児童福祉法の改正により、 18歳以上の入所者について 障害者自立支援法に基づき 障害者支援施設等として 利用させることとした施設 を除いて設定する。
入所者の削減数			1割以上減	現目標:7%(6年間) ⇒第3期計画分:3%(3年間)	